

## 秋田県内就職向けの 奨学金返還助成の募集

県では、県内企業等に就職する新卒者などを対象に、奨学金の返還を助成します。3年間で、最大60万円の助成を受けることができます(金額は条件により異なります)。

令和3年度の認定申請の受付は4月1日から開始しますので、助成を希望する方は、次のサイトなどで募集要項をご確認ください。

### 【募集要項の

#### 電子ファイル入手先】

秋田県就活情報サイト  
Kocch Ake(こっちゃ け)！

### 【お問い合わせ先・

#### 申請書類の提出先】

秋田県移住・定住促進課  
(TEL 018-860-3751)



## 奨学資金新規貸費生を募集します！

### ■対象となる方

高校や高等専門学校、短大、大学等に在学する小坂町民の子どもで、経済的理由により修学が困難な方。

### ■貸与額(月額・予定)

▽小坂町奨学資金 高校2万円／大学等4万円

▽菅原ヤエ奨学資金 大学5万円

### ■募集人員(予定)

▽小坂町奨学資金 11人(高校4人・大学7人)

▽菅原ヤエ奨学資金 5人

### ■申請手続(必要書類)

①貸与願 ②履歴書 ③調査書 ④在学証明書(入学後に提出)

⑤住民票謄本 ⑥所得・課税・扶養証明書 ⑦納税証明書

### ■受付期間 3月1日(月)～3月31日(水)

### ■決定・貸与 奨学資金運営審議会で選考し、教育委員会で決定します。

### ■返還 卒業した翌月から10年以内に返還

## 卒業後に町内に定住した方には返還金の1/3を助成します

町では、町内に定住する若者の経済的負担を軽減するため、奨学金返還金に対して補助金を交付します。

### ■助成内容

小坂町奨学資金、菅原ヤエ奨学資金の前年返還金の1/3の額を翌年に補助します。

### ■対象者

高校、大学等を卒業後、町内に定住した町奨学資金貸費生(公務員等を除く)で、現在返還中の貸費生を含みます。ただし、令和3年度までに貸費を受けた方に限ります。

### ■申請手続

町内に居住を始めた日から2か月以内に申請書を提出してください。1年を経過するごとに現況を確認した後、補助金交付の手続きを行います。

お問い合わせ先 教育委員会総務班(TEL29-2342)

## 母子・父子家庭への 支援制度のお知らせ

母子・父子家庭に対する支援制度をご紹介します。  
詳細については、町民福祉班へお問い合わせください。

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童の父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。

ただし、所得額等により、手当を受けることができない場合があります。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

ただし、申請者または生計を同一にする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、貸付を受けることができないほか、審査結果によっては希望に添えない場合もあります。

## ひとり親世帯 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て負担の増加や収入減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給しています。

まだ申請がお済みでない方は、早めに手続きをお願いします。

### ■支給対象者

①令和2年度6月分の児童扶養手当受給者  
(申請の必要はありません)

②公的年金等を受給していることにより、令和2年度6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

### ■支給要件児童

平成14年4月1日以降(障害の状態にある子どもの場合は、平成12年4月1日以降)に生まれた子ども

### ■支給額

1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円

### ■申請期限 2月26日(金)

お問い合わせ先 福祉課町民福祉班(TEL29-3925)